

生活支援策申し入れ！

申第5号

新型コロナウイルス感染症長期化に伴う

「社員向け生活支援貸付制度」

設置の要望について

本部は、5月26日、申第5号にて新型コロナウイルス感染症長期化に伴う「社員向け生活支援貸付制度」を設置するよう会社に申し入れた。長期化する新型コロナウイルスの影響で、収益があがらず期末手当の減額が続いている。社員の生活に大きく影響を与える期末手当の減額が家計を直撃し、会社の「持ち家制度」を利用し住宅を購入している社員への不安となっている。さらに教育資金や奨学金返済、自動車等のローンを抱えている社員においても、生活設計への影響があると思われる。いつ収束するともわからない新型コロナウイルス感染症が、会社経営と同様に我々社員にも大きな不安として覆いかぶさっている。生活が苦しくなり転職する社員が現れないとも限らない。会社は2011年東日本大震災の際には、被災した社員に対して、JR東日本グループ共済会を活用し復興の後押しをした経緯がある。また、JR他社においても期末手当低額回答を受け生活設計が大きく変化した社員に対して生活支援を目的とした貸付制度を設置している会社もある。今回の新型コロナウイルス感染症の長期化も災害と捉える事が出来る。社員の生活設計に大きな影を落とす事態に、会社は社員に対して「社員向け生活支援貸付制度」を設置するよう求めた。

- 1 生活設計への影響がある社員に対して「生活支援貸付制度」設置すること。
- 2 生活支援貸付制度は無利子とすること。